

(公告様式)

公 告

このたび、当土地改良区が新たに行おうとする単独県費補助土地改良事業 かんがい排水事業 寺上地区の認可申請をしたいから土地改良法第48条3項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まないものまたはこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用 収益している者でその農用地または土地について、この土地改良区を行う土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により 令和7年7月6日 までに観音寺市農業委員会に申し出られたい。

令和7年6月26日

観音寺市大野原町萩原土地改良区

理事長 齋藤 律 男



記

1. 土地改良事業計画概要
2. 変更後の定款及び規約(定款、規約の変更を伴うとき)
3. 特別徴収金の徴収について
4. その他必要な事項

(注) この公告は、地区の属する市町の掲示場に5日間掲示して行うこと。
申出の期間は、公告開始の日から10日目とすること。

土地改良事業計画概要書

1. 目的
本地区の水路を整備することにより農業の振興、農業用水の安定供給と集落及び地域の活性化を図る。
2. 地域、地籍及び現況
 - (1) 所在 観音寺市大野原町萩原 地内
 - (2) 地積 受益面積 6.2 ha 関係戸数 20 戸
 - (3) 現況 本地区は、観音寺市大野原町萩原の南部に位置した、水田地帯であり、水稻が中心の営農であり、地区の水路は、狭小で不整形なうえに老朽化が進んでいることから、漏水及び通水障害がおきている。併せて、大雨時等には排水に支障をきたしている。
3. 一般計画
 - ・ 本地区水路は、井関池を経由して柞田川水利を活用する平池への導水路であるが、空池の渚が崩落したことにより、管理用の法定外農道とともに一部が崩落し支障をきたしている。今回改修することにより、用水の安定供給と空池渚護岸の補強を図る。
 - ・ 水路の改修整備をすることにより、地域農業の振興と生産性向上のため、維持管理の軽減を図る。
 - ・ 村池を水源とした水田地帯であり、緑豊かな田園地帯であることから、周辺の環境に配慮した整備とする。
4. 主要工事計画
 - (1) 水路延長 20 m 起点： 観音寺市大野原町萩原乙74
終点： 観音寺市大野原町萩原乙74
 - (2) 水路断面 $B = 0.30 \text{ m} \times H = 0.30 \text{ m}$
 - (3) 構造 二次製品水路 300
5. 付帯工事計画
該当なし
6. 工事の着工及び完了予定期間
着工 令和7年11月4日
完了 令和8年2月27日
7. 環境との調和への配慮
本地区における環境との調和への配慮は、自然の生態系を保全しつつ、農地の持つ多面的機能や自然環境を維持するよう整備を進める。
8. 本施設の維持管理
本施設の維持管理については、観音寺市大野原町萩原土地改良区において管理する。

9. 事業費の総額及び内容

(1) 事業に要する費用

区 分	金 額(千円)	備 考
工 事 費	5,434	
用地買収補償費	0	
測 量 試 験 費	566.36	
工 事 雑 費	-	
事 務 費	-	
計	6,000	10a当りの事業費 96,774 円

(2) 資金計画

区 分	金 額(千円)	備 考	
補 助 金	国 補 助 金	-	
	県 補 助 金	3,000	
	市 補 助 金	2,100	事業費の35%
	小 計	5,100	
地 元 負 担 金	受益者負担金	900	
	借 入 金	-	農林漁業資金 利率 償還期間 - 賦課基準 -
	小 計	900	
計	6,000		

10. 事業効果

区 分	金 額(千円)
作 物 生 産 効 果	1,197
維持管理節減効果	273
走行費用節減効果	-
そ の 他	-
年 総 増 加 額 計	1,470
廃 用 損 失 額	-

n : 40 総合耐用年数
T : 1 事業着手から効果発生年数
i : 0.04 割引率
資本還元率 : $i(1+i)^n / (1+i)^n - 1$
建設利息率 : $0.15 \times 0.4 \times 0.065 \times T$
農家負担率 : 0.15

$$\begin{aligned} \text{妥当投資額} &= \text{年総増加額計} \div [\text{資本還元率} \times (1 + \text{建設利息率})] - \text{廃用損失額} \\ &= 1,470 \div [0.0505 \times (1 + 0.0039)] - 0 \\ &= 28,994 \end{aligned}$$

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費} = 28,994 \div 6,000 = 4.83$$

※投資効率の基準値は1.00以上とする。

11. 計画図

(1) 位置図

別紙のとおり

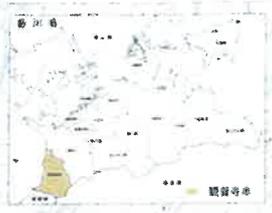
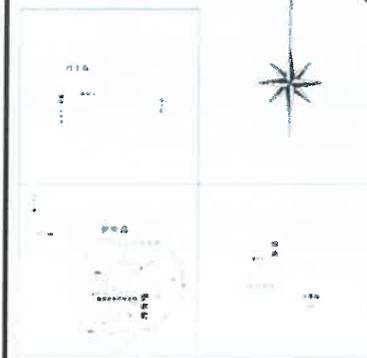
(2) 平面図

別紙のとおり

(3) 標準断面図

別紙のとおり

観音寺市全図



町名	人口	面積	人口密度
寺上町	1,234	5.6	218.6
寺下町	1,567	6.8	229.0
寺中町	1,890	8.2	230.5
寺左町	2,123	9.5	223.5
寺右町	2,456	10.8	227.4
寺前町	2,789	12.1	230.5
寺後町	3,123	13.4	233.1
寺北町	3,456	14.7	235.1
寺南町	3,789	16.0	236.8
寺東町	4,123	17.3	238.4
寺西町	4,456	18.6	239.6



愛媛県
四国中央市

徳島県
二智市

単独県費補助土地改良事業 寺上地区

位置図 S=1:3,000

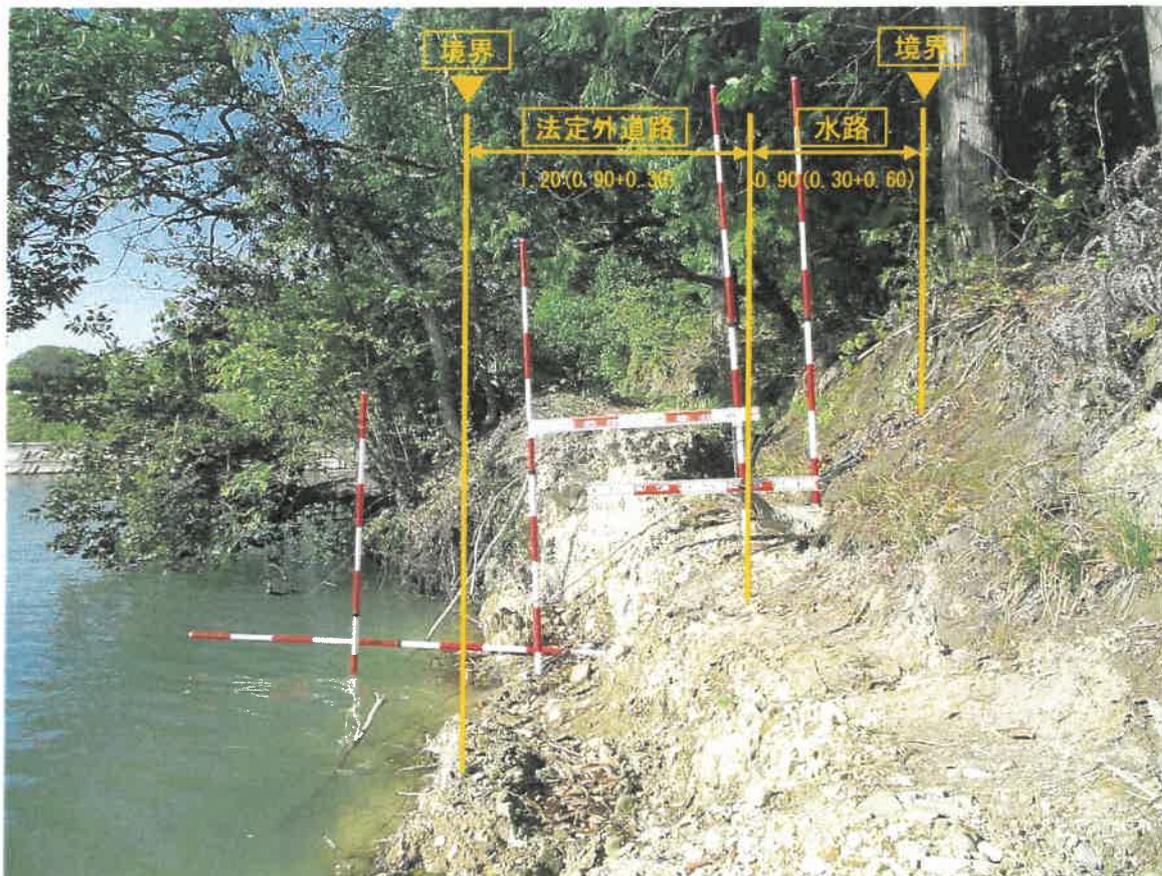
受益面積 A=6.2ha



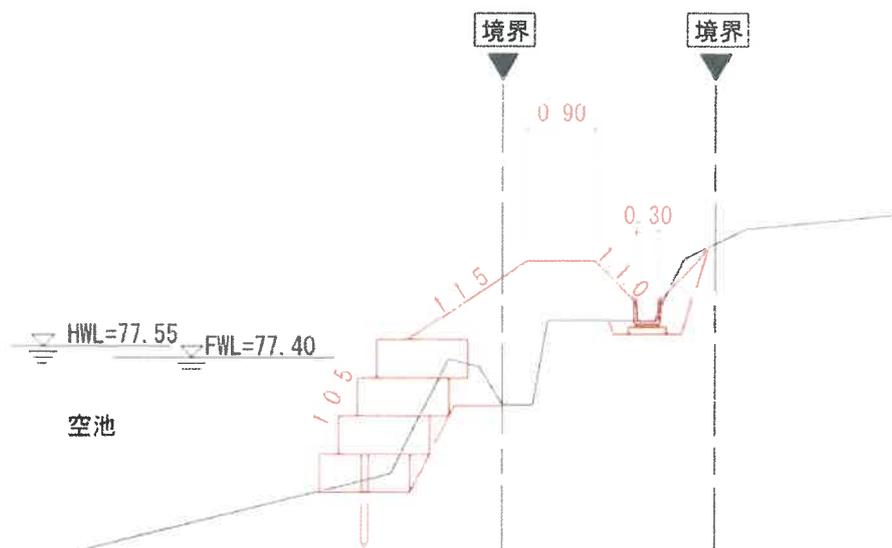
寺上地区
水路工 L=20m

令和7年度単独県費補助土地改良事業

寺上地区 (水路) L=20m



標準断面図 S=1:100



特別徴収金の徴収について

この土地改良事業(単独県費補助土地改良事業 かんがい排水事業 寺上地区)の施行にかかる地域内の土地につき、土地改良法第113条の3第2項の規定に基づく公告のあった日(その公告において工事完了の日が示されたときには、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合、又は当該土地をみずからも目的外用途に供した場合には、同法第36条の3第1項の規定により定款の定めるところにより特別徴収を徴収することがある。

令和7年6月26日

観音寺市大野原町萩原土地改良区

理事長 齋藤律男

